

<生活衛生課 資料編>

(1)食品衛生法による許可施設数及び監視状況

表1 食品衛生関係営業施設(食品衛生法第52条の許可を要するもの)(旧法)

	年度末営業施設数	許可施設数		廃業施設数	処 分 件 数				告 発 件 数	監 視 件 数
		継 続	新 規		営業取消	営業停止	廃業命令	そ の 他		
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	2,384			606		1			57
	仕出し屋・弁当屋	219			63		1			49
	旅 館	51			14					5
	そ の 他	336			216					31
菓子(パンを含む。)製造業	314			104						50
乳 処 理 業	2									10
特別牛乳さく取処理業										
乳製品製造業	5			1						5
集 乳 業	1									6
魚介類販売業	157			49						211
魚介類せり売り営業	1									19
魚肉ねり製品製造業										
食品の冷凍または冷蔵業	30			10						11
かん詰またはびん詰食品製造業	12			4						2
喫茶店営業	327			91						5
あん類製造業	2									7
アイスクリーム類製造業	40			14						14
食 肉 処 理 業	9			1						1
食 肉 販 売 業	179			56						64
食肉製品製造業	6									2
乳酸菌飲料製造業	2			1						2
食用油脂製造業	2									3
マーガリン又はショートニング製造業										
みそ製造業	3			1						1
醤油製造業	1									
ソース類製造業	5			2						2
酒 類 製 造 業	6									
豆 腐 製 造 業	3			2						
納 豆 製 造 業	2			1						2
めん類製造業	21			6						5
そうざい製造業	46			24						9
添加物製造業	1			3						1
食品の放射線照射業										
清涼飲料水製造業	5			3						5
氷 雪 製 造 業	1			1						1
計	*1 4,173	0	0	1,273	0	2	0	0	0	*3 580
令和4年度	5,422	0	0	1,551	0	1	0	0	0	933
令和3年度	6,946	120	431	2,294	0	1	0	0	0	1,838

表2 食品衛生関係営業施設(食品衛生法第55条の許可を要するもの)(新法)

	年度末営業施設数	許可施設数		廃業施設数	処分件数				告発件数	監視件数
		継続	新規		営業取消	営業停止	廃業命令	その他		
1 飲食店営業	レストラン、弁当、旅館等	2,736		1,414	565		2			1,011
	露店	71		28						4
	削氷	2		3	1					1
2	調理機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	7		4						
3	食肉販売業	61		17	3					50
4	魚介類販売業	56		19	7					131
5	魚介類せり売り営業									
6	集乳業	1								6
7	乳処理業	1								12
8	特別牛乳さく取処理業									
9	食肉処理業	6		1						7
10	食品の放射線照射業									
11	菓子(パンを含む。)製造業	240		221	149					117
12	アイスクリーム類製造業	6		3						5
13	乳製品製造業	1								2
14	清涼飲料水製造業	5		3						9
15	食肉製品製造業	3		1	1					2
16	水産食品製造業	3		1						2
17	氷雪製造業	1		1						2
18	液卵製造業									
19	食用油脂製造業	2								
20	みそ又はしょうゆ製造業	7			1					4
21	酒類製造業	3		1	1					
22	豆腐製造業	3		1						2
23	納豆製造業	1		1						2
24	麺類製造業	17		4	1					6
25	そうざい製造業	169		49	6					67
26	複合型そうざい製造業	1								
27	冷凍食品製造業	8								3
28	複合型冷凍食品製造業									
29	漬物製造業	9		1	1					5
30	密封包装食品製造業	19		7						11
31	食品の小分け業	8		7	3					16
32	添加物製造業	3		2						5
	計	*1 3,450	0	*2 1,789	739	0	2	0	0	*3 1,482
	令和4年度	2,407	0	1,938	632	0	0	0	0	1,483
	令和3年度	1,101	0	1,539	438	0	0	0	0	50

(2) 食品衛生法による届出施設数及び監視状況

表3 食品衛生関係営業施設(食品衛生法第58条の届出を要するもの)(新法)

		年度末営業施設数	処分件数(年度中)				告発件数	監視件数	
			営業禁止命令	営業停止命令	物品廃棄命令	その他			
1	旧許可業種	魚介類販売業(包装済み)	36					25	
2		食肉販売業(包装済み)	65					40	
3		乳類販売業	369					9	
4		氷雪販売業	5						
5		コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	62						
6	販売業	弁当販売業	17					3	
7		野菜果物販売業	95					95	
8		米穀類販売業	32						
9		通信販売・訪問販売	6						
10		コンビニエンスストア	222					12	
11		百貨店, 総合スーパー	152					128	
12		自動販売機による販売業(自動洗浄・屋内設置,5を除く)	222						
13		その他の食料・飲料販売業	418					260	
14	製造・加工業	添加物製造・加工業	1						
15		いわゆる健康食品の製造・加工業	2						
16		コーヒー製造・加工業	34						
17		農産保存食料品製造・加工業	30					1	
18		調味料製造・加工業	30					2	
19		糖類製造・加工業	1					2	
20		精穀・製粉業	3						
21		製茶業	3						
22		海藻製造・加工業	1						
23		卵選別包装業	2					2	
24	その他の食料品製造・加工業	66					6		
25	上記以外のもの	行商	7						
26		集団給食施設	学校	3					
			病院・診療所	5					
			事業所	5					
			その他	120					
27	器具, 容器包装の製造・加工業	12					2		
28	露店, 仮設店舗等における飲食提供のうち, 営業とみなされないもの								
29	その他	5					5		
計		*1 2,031	0	0	0	0	*3 594		
令和4年度		1,839	0	0	0	0	765		
令和3年度		1,633	0	0	0	0	258		

(3) 食品等の検査及び違反等の状況

① 監視・指導の際の収去検査

表4 収去検査実施状況(乳を除く)

	検体数	不良 検体数	不良理由 (延数)						
			大腸菌 群	異物	添加物使 用基準	法定外 添加物	残留農薬 基準	抗菌性 物質	その他
魚介類	48	1							※ ¹ 1
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	5							
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	10							
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	5							
	生食用冷凍鮮魚介類	0							
魚介類加工品(かん詰・びん詰を除く。)	80								
肉卵類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く。)	57								
乳製品	30								
乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む。)	3								
アイスクリーム類・氷菓	16								
穀類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く。)	39								
野菜類・果物及びその加工品(かん詰・びん詰を除く。)	215	1							※ ² 1
菓子類	109	14	10						※ ³ 4
清涼飲料水	22								
酒精飲料	0								
氷雪	0								
水(市場内いけすの水)	39								
かん詰・びん詰食品	14								
その他の食品	13								
添加物及びその製剤	0								
器具及び容器包装	8								
おもちゃ	0								
計	713	16	10	0	0	0	0	0	6

※1 生食用かき: 腸炎ビブリオ最確数基準超過

※2 乾燥果実: 表示違反(黄色4号)

※3 洋生菓子: 細菌数超過

旧衛生規範に基づく検査において、不適合は14件(洋生菓子(大腸菌群陽性, 細菌数超過))でした。

また、他自治体依頼による違反食品に係る調査では、表示違反は1件(そうざい)でした。

表5 乳の収去検査状況

	乳及び乳製品の成分規格の定めのある事項に関する検査									放射性物質検査
	検体数	不適検体数	不適理由							検体数(再掲)
			無脂乳固形分	乳脂肪	比重	酸度	細菌数	大腸菌群	抗生物質	
生乳	368	0								
牛乳	18	0								6(全て基準値未満)
低脂肪牛乳	0	0								
加工乳	乳脂肪分3%以上	0	0							
	乳脂肪分3%未満	2	0							
その他の乳	0	0								
計	388	0								6

②農畜水産物残留有害物質調査

ア 動物用医薬品検査結果(19検体)(表4 収去検査実施状況の再掲)

表6

	検体名	検体数	項目数	不適検体数
宇都宮市内産	鶏卵	3	27	0
	鮎	4	28	0
	はちみつ	6	4	0
輸入	輸入牛肉(メキシコ産)	1	30	0
	輸入豚肉(スペイン, メキシコ産)	2	30	0
	輸入鶏肉(ブラジル産)	3	31	0

イ 残留農薬検査結果(42検体)(表4 収去検査実施状況の再掲)

表7

検体名	検体数 (不適検体数)	項目数	備考 [検出値(基準) 単位ppm]	
宇都宮市内産	アスパラガス	6(0)	321 クロチアニジン 0.029(0.7以下) クロルフェナピル 0.070(0.5以下) ボスカリド 0.011(30以下)	
	日本なし	6(0)	320	クレソキシムメチル 0.011(5以下) ボスカリド 0.010(3以下)
				クロチアニジン 0.0072(1以下) クレソキシムメチル 0.0096(5以下) ボスカリド 0.016(3以下)
				クレソキシムメチル 0.0065(5以下) ボスカリド 0.010(3以下) デルタメトリン及びトラロメトリン 0.0050(0.3以下)
				アセタミプリド 0.027(2以下) シプロロジニル 0.0076(5以下) クロチアニジン 0.035(1以下) ピラクストロビン 0.0098(0.7以下) クレソキシムメチル 0.21(5以下) ボスカリド 0.033(3以下)
				クロチアニジン 0.012(1以下) クレソキシムメチル 0.027(5以下) ボスカリド 0.024(3以下)
				クロチアニジン 0.014(1以下) クレソキシムメチル 0.013(5以下) ボスカリド 0.010(3以下)
	にら	6(0)	322	アセタミプリド 1.5(5以下) シベルメトリン 0.0060(3以下) クレソキシムメチル 7.4(25以下) クロチアニジン 0.0083(15以下)
				クレソキシムメチル 12(25以下) クロチアニジン 0.44(15以下)
				アセタミプリド 0.045(5以下) シベルメトリン 0.086(3以下) アゾキシストロビン 0.77(10以下) スピノサド 0.22(5以下) クレソキシムメチル 2.4(25以下)
	いちご	6(0)	324	シメコナゾール 0.25(3以下) ボスカリド 0.56(15以下) ピラクストロビン 0.17(2以下) フルフェノクスロン 0.055(0.5以下)
				ルフェヌロン 0.0056(1以下)
ボスカリド 0.010(15以下)				
トマト	6(0)	323	ファモキサドン 0.0088(2以下) ボスカリド 0.025(5以下)	
			テフルベンズロン 0.019(2以下)	
			フェンピロキシメート 0.022(0.5以下) プロプロフェジン 0.077(1以下) ボスカリド 0.18(5以下)	
			フルジオキソニル 0.027(5以下)	
			プロシミドン 0.018(4以下)	
輸入	玉ねぎ (中国産)	1(0)	327 検出なし	
	アスパラガス (メキシコ産)	1(0)	250 検出なし	
	黄パプリカ (韓国)	1(0)	257 トリフロキシストロビン 0.021(0.5以下) ボスカリド 0.0057(10以下)	
	レモン (アメリカ産)	1(0)	319 イマザリル 0.002(5.0以下) チアベンダゾール 0.0012(10以下) フルジオキソニル 0.0021(10以下)	
	グレープフルーツ (トルコ産)	1(0)	319 イマザリル 0.00068(5.0以下) ピリメタニル 0.0017(10以下) オルトフェニルフェノール 0.0027(10以下) チアベンダゾール 0.000077(10以下)	
	オレンジ (アメリカ産)	1(0)	319 イマザリル 0.0010(5.0以下) チアベンダゾール 0.00067(10以下)	
	牛肉 (メキシコ産)	1(0)	3 検出なし	
	豚肉 (スペイン, メキシコ産)	2(0)	3 検出なし	
	鶏肉 (ブラジル産)	3(0)	3 検出なし	

ウ 魚介類中の総水銀及び有機スズ化合物の検査結果(6検体)

(単位:ppm)

表8

検体名	総水銀 検出値	ジブチルス ズ(DBT)	トリブチルス ズ(TBTO)	トリフェニルス ズ(TPT)	漁獲海域
小肌	0.012	N.D.	N.D.	N.D.	佐賀県(竹崎港)
あじ	0.036	N.D.	N.D.	N.D.	佐賀県(唐津港)
黒星ふえ鯛	0.25	N.D.	N.D.	N.D.	大分県(豊後水道)
ナメタガレイ	0.35	N.D.	N.D.	N.D.	新潟県(佐渡姫津港)
ゴマサバ	0.15	N.D.	N.D.	N.D.	宮城県(気仙沼港)
平目	0.030	N.D.	N.D.	N.D.	北海道(苫小牧)

※魚介類の水銀の暫定的規制値は総水銀の0.4ppmを越えた場合にメチル水銀を測定する。

※N.D.:検出せず

③市場内の魚介類販売業施設のふきとり検査(60検体)

まな板15検体, 包丁8検体, マグロカッター(刃, 台)37検体実施

④遺伝子組換え食品の検査(表4 収去検査実施状況の再掲)

表9

食品の種類	検体数	不適検体数	原産国
とうもろこし(コーンフラワー)	2	0	アメリカ

⑤アレルギー物質の検査(表4 収去検査実施状況の再掲)

表10

ア 特定原材料(そば)

食品の種類	検体数	不適検体数
めん(生めん, ゆでめん, ギョウザの皮)	16	0

イ 特定原材料(乳)

食品の種類	検体数	不適検体数
ポテトチップス	4	0
スナック菓子	3	0
そうざいの素	4	0
まぜごはんのもと	2	0
グラスドビアン	1	0
清涼飲料水	7	0
計	21	0

⑥ノロウイルスの検査（表4 収去検査実施状況の再掲）

表11

食品の種類	検体数	不適検体数
生食用かき	8	0

※原産国が記入されていない食品は、全て国産

⑦放射性物質検査(表4 収去検査実施状況の再掲)

表12

食品の種類	検体数	不適検体数
牛乳	6	0
野菜	24	0
はちみつ	6	0
鶏卵	3	0
計	39	0

【基準値】放射性セシウム:牛乳 50Bq/kg, 一般食品 100Bq/kg